



質問

マンション管理適正化法第79条（書類の閲覧）に基づく書類の閲覧請求があった場合、関係する全ての書類が対象となりますか。

（相談概要）

ある管理組合より、マンション管理適正化法第79条（書類の閲覧）※に定めるマンション管理業者の財産の状況を記した書類につき、閲覧請求があったので応じたところ、損益計算書上の科目の内訳明細についても閲覧を求められましたが、それに応じる必要はありますか。

※（書類の閲覧）

第79条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該マンション管理業者の業務及び財産の状況を記載した書類をその事務所ごとに備え置き、その業務に係る関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。



回答

業務状況調書等とは、マンション管理適正化法施行規則第90条（書類の閲覧）第1項に掲げるとおり、別記様式第27号※、貸借対照表および損益計算書（またはこれらに代わる書面）を指しています。また業務状況調書等は、同条第4項のとおり事務所に備え置かれ、その営業時間中に関係者の求めに応じて閲覧させるものとしています。

したがって、損益計算書の付属明細等があったとしても、それらは必ずしも備え置く必要はないと言えるため、管理組合からの閲覧請求にも応じる義務はないと解されますが、付属書類等について、会社として任意に備え置き、また、閲覧させることを妨げるものではありません。

マンション管理適正化法施行規則

第90条（書類の閲覧）

法第79条に規定するマンション管理業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第27号による業務状況調書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（以下この条において「業務状況調書等」という。）とする。

※別記様式は、当協会のホームページにてご確認ください。

<http://www.kanrikyo.or.jp/format/yousiki.html>

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。